氏 名 關根 章

登録番号 第 13040248 号

事務所名称 SATO 社会保険労務士法人東京事務所

事務所所在地 東京都豊島区東池袋4-39-11 サニービル池袋5階

所属社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会

処分内容 戒告

処分理由

① SATO 社会保険労務士法人は、顧客である A 社の従業員たる被保険者に係る賞与支払届等の各種届出の作成・提出代行業務を受託していたところ、令和5年9月に、令和2年3月分及び令和4年3月分の賞与支払届の届出漏れ並びに既に届出済みであった令和3年3月分の賞与支払届の届出誤り(届出誤りとは、真正の事実と異なる内容が記載された届出書を作成し、これを届け出たことをいう。以下同じ。)が判明した。

そのため、従業員甲はこの事実を隠蔽するため、自らの判断で、日本年金機構から上記未届の賞与支払届に係る標準賞与額決定通知書(以下「決定通知書」という。)を受領していなかったにもかかわらず、届出漏れとなっていた令和2年3月分の賞与支払届(12 名分)及び令和4年3月分の賞与支払届(34 名分)の決定通知書の電子ファイルを令和5年9月 11 日に不正作出し、令和6年9月 24 日に A 社へ供用した。

同様に従業員甲は自らの判断で、届出誤りとなっていた 令和3年3月分の賞与支払届(13名分)について、令和6年 5月21日に、本来届け出るべき賞与額で決定通知書の電 子ファイルを不正作出し、令和6年5月22日にA社へ供用 した。

② ①の事実を踏まえ、①に記載した賞与支払届以外の賞与支払届及びその他の届出について、届出漏れ及び届出誤

りが無いか、日本年金機構にて調査を行ったところ、平成30年11月分から令和6年3月分までの期間に係る賞与支払届及び月額変更届の届出漏れ及び届出誤りが630件あることが判明した。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第2項に定める懲戒処分事由の「相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成、事務代理を行つたとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があつたとき」に該当するものである。